

坊っちゃん電話契約約款

1.2版

株式会社坊っちゃん電力

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社坊っちゃん電力（以下、「当社」といいます。）は、「坊っちゃん電話契約約款」（料金表を含み以下、本約款といいます。）を定め、これにより「坊っちゃん電話」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款の一部または全部を変更することができます。この場合、当社からの所定の予告期間内に、契約者から本サービス契約解除の通知が当社に対してなされないときは、契約者による承諾があったものとみなします。

2 約款の変更、本サービスに関する事項、その他の重要事項等の契約者に対する通知は、以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1) 当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載された日をもって、すべての契約者に通知が完了したものとみなします。

(2) 本サービス利用契約の際、またはその後に当社に登録された契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 本サービスの利用契約の際、またはその後に当社に登録された契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

3 本約款が変更された場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

本約款において定義された用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、本サービスの利用を希望する者（以下、「利用申込者」といいます。）が行った本サービス契約の申し込みを当社が承諾することにより成立します。

(2) 「契約者」とは、本約款に基づき当社との間で本サービス契約が成立した者をいいます。

(3) 「坊っちゃん電話」とは、回線提供事業者（移動体通信事業者および仮想移動体通信事業者を含みます。）が提供するモバイルアクセス網を使用して、当社が本約款の規定に基づき提供する電気通信サービスをいいます。

- (4)「モバイルアクセス網」とは主にデータ通信を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)をいいます。
- (5)「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、契約者が保有している必要のある、データ通信機能を有する機器をいいます。
- (7)「本SIMカード」とは、本約款に基づき当社が契約者に貸与する、契約者情報を記録したICカードをいい、本SIMカードには、標準SIMカード、microSIMカード及びnanoSIMカードの3つのSIMカード種別が含まれるものとします。
- (8)「番号ポータビリティ制度」とは、携帯電話の利用者が携帯電話事業者を変更した場合に、電話番号は変更しないまま、サービスを利用できる制度をいいます。(以下、「MNP」といいます。)
- (9)「MNP予約番号」とは、前項の制度を利用して他事業者へ転入するために必要な番号をいいます。
- (10)「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 本サービスの提供区域

第4条（本サービスの提供区域）

本サービスは、NTTドコモのXiとFOMAの提供区域内とします。

第3章 本サービスの種類と内容

第5条（本サービスの内容等）

本サービスの対象となる坊っちゃん電話のプラン内容は次のとおりとします。

プラン内容
データ通信 3GB
データ通信 5GB
データ通信 10GB
SMS + データ通信 3GB
SMS + データ通信 5GB
SMS + データ通信 10GB
音声通話 + SMS + データ通信 3GB
音声通話 + SMS + データ通信 5GB
音声通話 + SMS + データ通信 10GB

2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、他回線との干渉、接続回線

の状況などにより、実際の通信速度が低下することがあります。

3 契約者は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

4 当社が契約者への本サービスの提供を開始する日（以下、「本サービス開始日」といいます。）は、本サービス契約の成立後、当社が契約者に本サービス開始日として通知した日とします。

第4章 契約

第6条（契約の単位等）

当社は、1のSIMカードごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の本サービス契約につき1の個人（二十歳以上）に限るものとします。

第7条（本サービス契約の申込方法）

本サービス契約の申し込みは、利用申込者が本約款を本契約の内容として合意のうえ、当社所定の事項（携帯電話不正利用防止法に基づく契約時の本人確認）を申告のうえ、手続きを行う必要があります。

2 利用申込者のうち、MNP転入をする利用申込者は、前項に定めるほか、当社が別途指定する日数以上の残日数以内にMNP予約番号を当社に提出する必要があります。

3 前項の利用申込者は、第1項所定の申し込みを行うにあたり、MNP転入後に利用することを希望するサービスのプランを選択することができます。

第8条（本サービス契約の成立）

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が審査を行い、第9条に定める方法で所定の事項を利用申込者に通知したときに、当該申し込みの承諾があったものとして成立するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス契約の申し込み時に利用申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 利用申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは坊っちゃん電力に関連する契約等の解除、または坊っちゃん電力等の利用を停止されていることが判明した場合

(4) 利用申込者が未成年者の場合

(5) 本約款に基づきクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した利用申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合

(6) 本約款に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した利用申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合

(7) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

2 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

3 当社は、本条第1項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。

4 当社は、本約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

第9条（契約締結書面の交付）

当社は、本サービス契約の締結書面交付を、本サービスの利用契約の際、またはその後に当社に登録された利用申込者の住所宛への郵送により行います。この場合、原則として普通郵便を利用し、発送した時から2営業日をもって、交付が完了したものとします。

2 利用申込者が、前項以外の方法による交付を求める場合は、求める方法を事前に指定し、新たに発生する費用は利用申込者の負担とします。

第11条（卸役務利用サービスのプランの変更）

契約者は、本契約の成立後において、卸役務利用サービスのプラン変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のプランによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。

2 前項に基づく変更前のプランと変更後のプランとで適用される月額費用が異なる場合、変更後のプランに対応する月額費用は、前項に定める利用が可能となった日が属する月の翌月から適用されます。

第12条（最低利用期間）

契約者は、当社が定める最低利用期間内に本サービス契約を解除した場合は、別表1に記載する違約金を一括して当社に支払うことを要します。

第13条（変更の届け出）

契約者は、本サービス契約の申し込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更（ただし、第7条第1項第3号所定の事項については、第4条所定の区域外への移転は認められません）があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。契約者がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

第 14 条（初期契約解除）

契約者は、以下のいずれかの期間内であれば、当社所定の窓口へ通知することにより、第 25 条に定める解約違約金を含め、契約を解除できるものとします。

(1) 当社から発送される契約締結書面が到着した日から 8 日間以内

(2) 同書記載の作成日から 11 日間以内

2 同書が到着した日は、原則として第 9 条に基づきます。

第 15 条（契約者による本サービス契約の解除）

契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、契約者から通知があった日が属する月の末日をもって、本サービス契約は終了します。

第 16 条（当社による契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

(1) 契約者が契約約款に基づき提供される坊っちゃん電力（本サービスを含みます。）について利用停止となった場合

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。

3 会員契約が契約者による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その契約者と当社との間の本サービス契約は同時に解除されます。

第 17 条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、契約者に対する本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社または回線提供事業者の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合

(2) 契約者が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合

(3) 当社および回線提供事業者により通信利用が制限となる場合

(4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合

(5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第 18 条（利用停止）

当社は、本約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある契約者、または、契約約款により本サービス以外の坊っちゃん電力の契約が利用停止となった契約者については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第 19 条（本契約の自動終了）

第1条第1項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社と回線提供事業者との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第 5 章 料金等

第 20 条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 月額費用
- (3) その他の料金

2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表1に定めるとおりとします。

第 21 条（初期費用）

契約者は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第 22 条（月額費用）

契約者は、本サービス開始日が属する月の翌月初日（MNP転入契約者の場合は、本サービス開始日が属する月の初日）から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。

2 当社は、本約款に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を契約者に請求します。

3 契約者が、当社が契約者による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の1か月分を当社に支払わなければなりません。

4 本約款第14条の規定により本サービスの提供中止があったときは、契約者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

5 本約款第15条の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第 23 条（料金債務の存続）

本約款所定の条件に従い本サービス契約の解除または終了があった場合において、その契約者がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していない本約款所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第 6 章 雑則

第 24 条（無保証）

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、契約者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第 25 条（会員情報等の取り扱い）

契約者は、本サービス契約の申し込みに際して当社に申告した事項（以下、「契約者情報」といいます。）を、契約約款に定める個人情報の保護に関する規定および本約款のほかの規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

(1) 本サービスを提供すること（その契約者に卸役務利用サービスを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社が回線提供事業者に申し込むにあたり、その契約者の契約者情報を回線提供事業者に提供することを含む）。

(2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または架電するために契約者情報を利用すること。

(3) 当社が本約款に定める工事を実施するために必要な範囲内において、回線提供事業者に対して契約者情報を提供すること。

(4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、契約者情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して契約者情報の取り扱いについて委託すること。

2 契約者には、回線提供事業者が、前項第1号に定める卸電気通信役務の提供にあたり、その契約者の卸役務利用サービスの通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。

3 契約者には、回線提供事業者が、第1項第1号に定める当社から提供を受けたその契約者の契約者情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることに同意いただきます。

(1) 協定事業者、特定事業者、回線提供事業者が別に定める携帯・自動車電話事業者（ただし、当社または契約者が契約を締結している者に限ります。）

(2) 回線提供事業者の委託によりモバイルアクセス網サービスに関する業務を行う事業者

(3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合にお

ける、その請求元機関

第 28 条（本サービスの変更または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附 則

本約款は、平成28年8月1日から実施します。

本約款は、平成28年11月1日から改定実施します。

別表 1（坊っちゃん電話の料金表）

1 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2 初期費用

・新規登録手数料：3,000円（MNP転入契約者については発生しません。）

3 月額料金

プラン内容	データ容量	月額基本料金
データ通信 3GB	3GB/月	980円（税込1,058円）
データ通信 5GB	5GB/月	1,600円（税込1,728円）
データ通信 10GB	10GB/月	2,500円（税込2,700円）
SMS + データ通信 3GB	3GB/月	1,100円（税込1,188円）
SMS + データ通信 5GB	5GB/月	1,600円（税込1,728円）
SMS + データ通信 10GB	10GB/月	2,600円（税込2,808円）
音声通話 + SMS + データ通信 3GB	3GB/月	1,600円 税込1,728円）
音声通話 + SMS + データ通信 5GB	5GB/月	2,200円（税込2,376円）
音声通話 + SMS + データ通信 10GB	10GB/月	3,200円（税込3,456円）

4 その他の料金

通話料 20円(税込21.6円)/30秒

SMS送信料 国内から国内 3円(税込3.24円)/通

SMS送信料 国内から海外 50円(課税対象外)/通

ユニバーサル料金 3円(税込3.24円)/ID/月 ※平成28年7月から12月適用分

SIM再発行手数料 2,500円(税込2,700円)/ID

プラン変更手数料 2,000円(税込2,160円)

MNP転出手数料 3,000円(税込3,240円)

最低利用期間内解約手数料※ 5,000円(税込5,400円)

※音声通話SIMのみ適用されます。

以上

坊っちゃん電話 重要事項説明書

本書は、ご契約にあたり重要な事項を説明しております。

お申し込みの前に必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1 サービスについて

本サービスはNTTドコモの「Xi」（クロッシィ）エリアおよびFOMAエリアに対応したモバイルデータ通信サービスがご利用できるサービスです。

2 ご契約にあたって

- 2.1 本サービスでは、spモード、spモードメール、年齢判定機能などのNTTドコモが提供するサービスはご利用いただけません。
- 2.2 データ通信専用SIMカードでは、SMS（ショートメッセージサービス）、音声通話をご利用いただけません。SMS対応SIMカードでは、音声通話をご利用いただけません。
- 2.3 お申し込みの際し、ご本人性を確認する各種証明書（公的機関が発行する証明書等）の提出を求める場合があります。なお、サービス利用開始後も当社が必要と判断した場合にはご本人性を確認する各種証明書の提出を求める場合があります。
- 2.4 本サービスはお申し込み時に、ご希望のレンタル端末とコース（通信容量など）をお選びいただきます。
- 2.5 本サービスで提供するレンタル端末は「データ通信専用SIMカード」「SMS対応SIMカード」「音声対応SIMカード」の3種類です。
- 2.6 「データ通信専用SIMカード」「SMS対応SIMカード」「音声対応SIMカード」で提供するSIMカードのサイズは、それぞれ「標準SIM」「microSIM」「nanoSIM」の3種類です。

コース	最大通信速度	通信容量	通信の利用制限について
3.0GB/月	262.5Mbps	3.0GB/月	1暦日ごとに通信容量を超えた場合、通信速度受信時最大200kbpsになります。
5.0GB/月	262.5Mbps	5.0GB/月	
10.0GB/月	262.5Mbps	10.0GB/月	

3 料金について

- 3.1 ご利用料金は毎月1日から月末までの期間において計算します。
- 3.2 利用開始月は、坊っちゃん電話の月額基本料を無料でご利用いただけます（音声対応SIMカード及び利用開始月に解約された場合を除きます）。また、解約月には月途中

の解約の場合においても 1 ヶ月分をお支払いいただきます。

3.3 ご利用がない月であっても、坊っちゃん電話月額基本料のお支払いが必要です。

4 ご利用にあたって

4.1 本サービスで提供するレンタル端末は、お客さまに貸与するものです。善良なる管理者の注意をもって使用し管理する必要があります。また、解約される場合は、当社への返却が必要です。

4.2 「データ通信専用 SIM カード」「SMS 対応 SIM カード」「音声対応 SIM カード」をお申し込みの場合、お客さまご自身で対応するデータ端末をご用意ください。

5 料金について

5.1 月額基本料の料金起算月はお申し込み日の月（利用開始月）は無料とします。

5.2 サービスエリア内で電波状態が悪くご利用いただけない場合でも月額基本料等お客さまのご契約状況に応じた料金がかかります。

5.3 お客さまのご利用いただくデータ端末に取り付ける SIM カードに付与されている固有の 070/080/090 番号毎に毎月「ユニバーサルサービス料」をお支払いいただきます。

6 コース変更について

6.1 コース変更は弊社専用メール（mobile@e-botchan.jp）にてお申込みいただけます。

6.2 コース変更の期日については毎月 25 日締めとし、25 日以前月初めまでは翌月の変更。26 日以降月末までは翌々月の変更になります。（ただし年末年始を除く）

7 容量追加クーポンについて

7.1 容量追加クーポンは弊社専用メールにてお申込みいただけます。

7.2 暦月に 5 回までお申し込みいただけます。お申し込み後のキャンセルはできません。

7.3 容量追加オプションの料金は、適用された月の翌月に請求いたします。

8 制約事項について

8.1 本サービスは、連続的かつ大量の通信が発生する動画視聴等のご利用には適しません。

9 解約について

9.1 解約される場合は弊社ホームページ（<https://www.e-botchan.jp>）より解約手続き専用書類をダウンロードしていただき FAX 及び郵送にて送付ください。

9.2 解約申し込みに不備があった場合、解約手続きが遅れる場合があります。なお、解約手続きが完了となるまでは、端末使用料金がかかります。

9.3 「データ通信専用 SIM カード」「SMS 対応 SIM カード」「音声対応 SIM カード」は、解約手続き後、SIM カードを以下の返却先まで送付ください。その際の返却費用については、お客さまのご負担となりますのであらかじめご了承ください。

9.4 返却先

〒791-8042

愛媛県松山市南吉田町 30-1

坊っちゃん電力 「SIM カード回収係」 行

10 音声対応 SIM カードについて

- 10.1 本サービスは NTT コミュニケーションズ株式会社の定める「IP 通信網サービス契約約款」に加え、「モバイルアクセスサービス契約約款」に基づいて提供いたします。
- 10.2 音声対応 SIM カードでは、電話番号宛に音声通話の発着信、SMS（ショートメッセージサービス）の送受信が可能です。SMS はご利用いただけますが、MMS（マルチメディアメッセージサービス）はご利用いただけません。
- 10.3 音声通話を利用する場合、音声対応 SIM カードが必要となります。データ通信専用 SIM・SMS 対応 SIM カードはデータ通信専用です。音声通話にご利用いただけません。また、国際ローミングもご利用いただけません。

11 お申し込みについて

- 11.1 音声対応 SIM カードは携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認のため、ご契約手続きの一環としてお申し込み時に選択いただいた方法で本人確認を実施します。本人確認には運転免許証・日本国パスポートなどの本人確認書類が必要です。本人確認時に作成した確認記録は契約が終了した日から 3 年間が経過するまで当社にて保存いたします。
- 11.2 未成年者のお申し込みはできません。
- 11.3 音声対応 SIM カードの受領をもって、ご契約手続き（本人確認等）の完了といたします。本人確認方法により SIM カード発送のタイミングが異なります。

12 MNP（携帯電話番号ポータビリティ制度）について

- 12.1 音声対応 SIM カードは、MNP による転入または転出を行うことができます。

13 MNP 転入について

- 13.1 転入元の事業者に登録しているご契約者情報、当社へのお申し込み情報、本人確認書類に記載された情報は、すべて一致する必要があります。
- 13.2 MNP 予約番号有効期限の残日数が有効期限当日を含め 12 日以上残っている必要があります。残日数が 12 日未満の場合は、MNP 予約番号の再発行を行ってください。
- 13.3 MNP 転入の手続きを開始した後、お申し込み情報やご契約手続き（本人確認等）の不備等のため、MNP 予約番号有効期限内に開通処理が完了しない場合があります。解約後、再度 MNP 転入をご希望の場合は、解約月の翌月以降に行う必要がございます。
- 13.4 当社から発行の SIM カードを受領後、お客さまによる開通手続きが必要です。開通手

続き完了※後、転入元の SIM カード（電話番号）は利用不可となり、新しい SIM カードが開通します。

13.5 お申し込み後のキャンセルはできません。

13.6 電話番号以外の情報(他社発行の携帯メールアドレスなど)は継続して利用できません。

14 MNP 転出について

14.1 MNP 転出手続きを当社が確認した日が音声対応 SIM カードの解約日となります。解約月のご利用料金の日割り計算は行いません。

14.2 MNP 転出手数料 3,000 円（税抜）が別途かかります。MNP 転出完了後、MNP 転出手数料をご請求させていただきます。

15 国際電話について

15.1 音声対応 SIM カードは、国際電話を利用することができます。

16 ご利用条件について

16.1 お客さまが次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、サービスの提供を停止することがあります。

16.1.1 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払のないとき、および支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。

16.1.2 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払のないとき、および支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。

16.1.3 お客さまが当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。

16.1.4 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

16.1.5 本サービスが他のお客さまに重大な支障を与える態様で使用されたとき。

16.1.6 本サービスが違法な態様で使用されたとき。

16.1.7 前各号のほか、約款の定めに違反する行為が行われたとき。

17 料金について

17.1 音声対応 SIM カードで、音声通話・SMS 送受信をご利用の方は、音声対応 SIM カード利用料とは別に、音声通話料と SMS 送信料がかかります。無料通話分はありません。

17.2 音声対応 SIM カードには、開通日が 1 日の場合は開通月を含み、1 日以外は翌月から 6 か月間、最低利用期間があります。最低利用期間中に音声対応 SIM カードを解約される場合、解約違約金（5000 円）がかかります。本サービスを解約した場合、音声対応 SIM カードから、他の SIM カードへ変更した場合も同様です。MNP 転出の場合

合は MNP 転出手数料が別途かかります。

- 17.3 音声対応 SIM カード、SMS 対応 SIM カードでの SMS 送信料、音声通話利用料、国際ローミング利用料等は、初月無料の対象外です。ご利用月の翌月以降に請求させていただきます。

18 ご利用料金表

月額基本料金	データ SIM 3GB/月	980 円
	データ SIM 5GB/月	1600 円
	データ SIM 10GB/月	2500 円
	SMS+データ SIM 3GB/月	1100 円
	SMS+データ SIM 5GB/月	1600 円
	SMS+データ SIM 10GB/月	2600 円
	音声通話+SMS+データ通信 3GB/月	1600 円
	音声通話+SMS+データ通信 5GB/月	2200 円
	音声通話+SMS+データ通信 10GB/月	3200 円

ユニバーサル料金	2016 年 7 月～12 月までの金額	3 円	1 回線ごと
----------	----------------------	-----	--------

19 手数料

手数料	新規開通手数料	3000 円	
	プラン変更手数料	2000 円	
	SIM 再発行手数料	2500 円	
	MNP 転入手数料	無料	
	MNP 転出手数料	3000 円	
	音声オプション変更手数料	2000 円	
	最低利用期間内解約金 (6 か月*)	5000 円	音声通話 SIM のみ

*開通日が 1 日の場合は開通月を含み、1 日以外は翌月から 6 か月になります。

20 通話通信利用料金

音声通話料	国内→国内	20 円/30 秒
-------	-------	-----------

SMS 送信料	国内→国内	3 円/通
	国内→国外	50 円/通